

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書のあらまし

平成 29 年 9 月 名古屋港管理組合

名古屋港管理組合では、完成自動車輸送のさらなる効率化を図るため、分散している機能の集約化に必要な保管施設用地の確保等を目的として、金城ふ頭地先の公有水面埋立てを計画しております。この度、名古屋市環境影響評価条例に基づき事業予定地及びその周辺において現況調査を実施し、その結果をもとに予測・評価の検討を進めてまいりました。その内容を“環境影響評価準備書”にとりまとめましたので、その概要をお知らせいたします。

なにとぞ、本事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象事業の概要

1. 事業者の名称、代表者の氏名

名 称：名古屋港管理組合

代表者：名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：金城ふ頭地先公有水面埋立て

種 類：公有水面の埋立て

3. 事業予定地の位置及び規模

位 置：名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面

規 模：〔埋立区域の面積〕 16.4ha

4. 基本方針

- 大型船舶を活用した、効率的な完成自動車輸送への対応に必要な保管施設用地を確保します。
- 大規模地震が発生した場合において、緊急物資の輸送機能を確保するため、大規模地震対策施設を整備します。

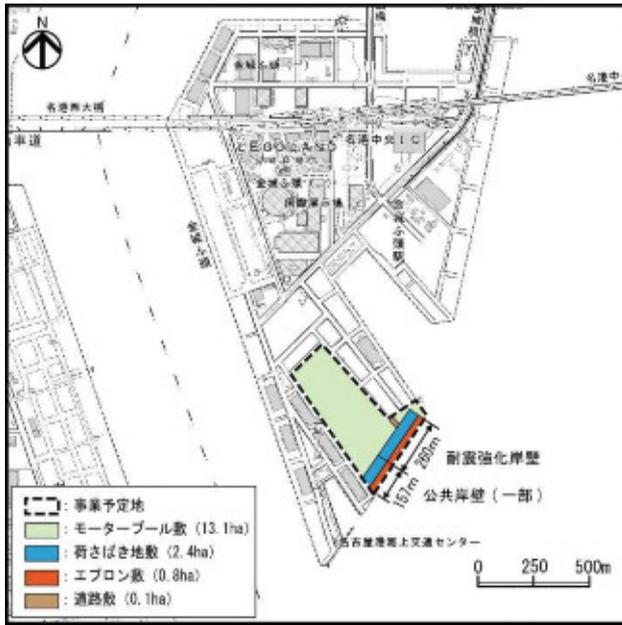
5. 土地利用計画

用途	利用計画	面積
埠頭用地	モータープール敷	13.1ha
	荷さばき地敷	2.4ha
	エプロン敷	0.8ha
	道路敷	0.1ha
	合 計	16.4ha
その他施設	公共耐震強化岸壁 ・水深 12m ・岸壁 1 バース ・延長 260m	
	公共岸壁（一部） ・水深 12m ・岸壁 1 バース ・延長 157m	

●事業予定地の位置及び説明会会場の位置



●土地利用計画の概要



●施設のイメージ図



6. 供用開始予定時期

平成 34 年度（2022 年度）を目標とします。

7. 工事計画

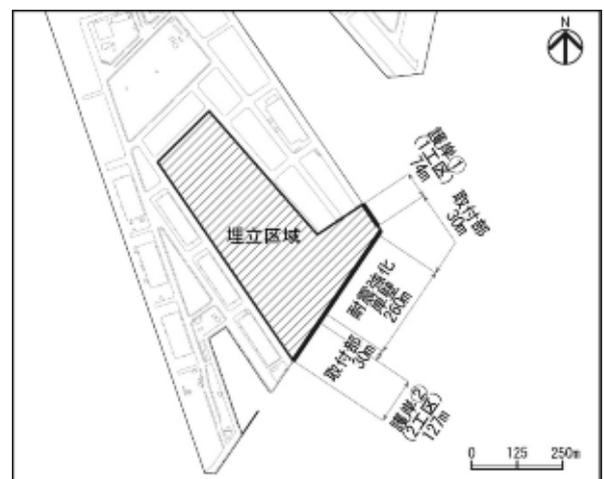
工事 予 定 期 間：平成 31 年～平成 34 年

工種	年次・月	1 年次		2 年次		3 年次	
		1	12	13	24	25	36
準備工		—				—	
護岸工		—————					
岸壁工		—————					
埋立工		—————					

8. 工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
護岸① (1 工区)	護岸	(本土工) 鋼管矢板、控え鋼管杭 (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 N.P. +4.8m
護岸② (2 工区)	護岸	(本土工) 鋼管矢板、控え鋼管杭 (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 N.P. +4.8m
耐震強化 岸壁	岸壁	(基礎工) 基礎捨石 (本土工) ハイブリッドケーソン (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 N.P. +4.8m

●工作物の配置及び延長

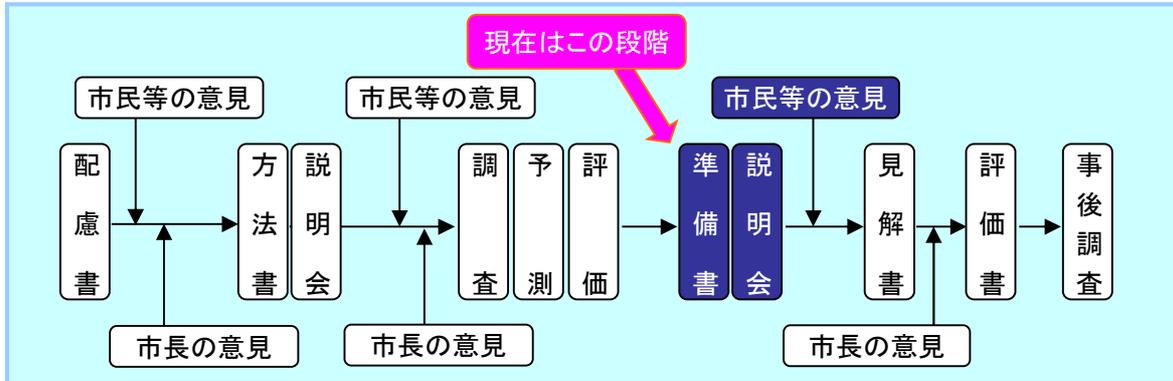


注) 護岸②は、p. 1 の土地利用計画の表に示す「その他施設」の公共岸壁（一部）となる計画である。

環境影響評価について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な事業を行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みです。

現在は下図の流れに従い、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した段階です。



環境影響評価項目の選定表

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼす恐れがある行為・要因に基づき、地域特性を勘案して、環境影響評価項目を選定しました。

環境要素の区分	影響要因の区分 細区分	工事中			存在・供用時		
		水面の埋立て	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	埋立地の存在	新施設の供用	新施設関連車両の走行
①大気質	二酸化窒素	-	●	●	-	●	●
	浮遊粒子状物質	-	●	●	-	●	●
	二酸化硫黄	-	●	-	-	●	-
②悪臭	特定悪臭物質及び臭気指数	●	-	-	-	-	-
	建設作業騒音	-	●	-	-	-	-
③騒音	道路交通騒音	-	-	●	-	-	●
	建設作業振動	-	●	-	-	-	-
④振動	道路交通振動	-	-	●	-	-	●
	浮遊物質	●	-	-	-	-	-
⑤水質・底質	水象	-	-	-	●	-	-
	化学的酸素要求量	-	-	-	●	-	-
	交通安全	-	-	●	-	-	●
⑦廃棄物等	廃棄物等	●	-	-	-	-	
⑧植物	重要な海生植物	●	-	-	●	-	
⑨動物	重要な動物	●	-	-	●	-	
	注目すべき生息地	●	-	-	●	-	
⑩生態系	地域を特徴づける生態系に応じた注目種等	●	-	-	●	-	
⑪温室効果ガス等	温室効果ガス	-	●	●	-	●	

●印は、環境影響評価の項目として選定したものを示します。

環境影響評価のあらまし

選定した環境影響評価項目の、予測・評価の概要は以下のとおりです。また、以下に示すような環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。

1. 大気質

<工事中>

【建設機械の稼働による大気汚染】

○ 予測・評価

金城ふ頭内の二酸化窒素濃度は0.044ppm、浮遊粒子状物質濃度は0.073mg/m³、二酸化硫黄濃度は0.005ppmと予測され、環境基準の値を下回ります。二酸化窒素濃度については、名古屋市の環境目標値を上回りますが、その他の項目は下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・建設機械の機種について、排出ガス対策型の使用に努めます。
- ・運搬車両のアイドリングについて、作業時及びやむを得ない場合以外は、停止します。等

【工事関係車両の走行による大気汚染】

○ 予測・評価

道路沿道における二酸化窒素濃度は0.034~0.036ppm、浮遊粒子状物質濃度は0.047mg/m³と予測され、環境基準の値及び名古屋市の環境目標値を下回ります。

また、重合（建設機械との重合）についても、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度ともに、環境基準の値及び名古屋市の環境目標値を下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・資材の運搬は海上輸送を中心とし、工事関係車両台数を少なくします。
- ・資材等の搬出入については、積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに工事関係車両の走行台数を減らすよう努めます。等

<供用時>

【新施設の供用による大気汚染】

○ 予測・評価

金城ふ頭内の二酸化窒素濃度は0.035ppm、浮遊粒子状物質濃度は0.047mg/m³、二酸化硫黄濃度は0.005ppmと予測され、環境基準の値及び名古屋市の環境目標値を下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・自動車運搬船の港内シフトの解消により、船舶から排出される大気汚染物質排出量の低減に努めます。

【新施設関連車両の走行による大気汚染】

○ 予測・評価

道路沿道における二酸化窒素濃度は0.034~0.036ppm、浮遊粒子状物質濃度は0.047mg/m³と予測され、環境基準の値及び名古屋市の環境目標値を下回ります。

また、重合（新施設の供用との重合）についても、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度ともに、環境基準の値及び名古屋市の環境目標値を下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・新施設関連車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努めます。
- ・アイドリングストップの遵守を指導します。
- ・施設利用事業者に対し、車種規制非適合車の不使用について周知します。等

注) 二酸化窒素濃度＝日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質濃度・二酸化硫黄濃度＝日平均値の2%除外値

2. 悪臭

<工事中>

○ 予測・評価

浚渫（しゅんせつ）土砂を用いた水面の埋立ての工事期間中において、事業予定地周辺の特定悪臭物質及び臭気指数は、規制基準値及び指導基準値を下回ると予測されます。

○ 環境の保全のための措置

- ・埋立用材には、浚渫（しゅんせつ）土砂に改良材を混合した、悪臭発生の少ない改良土を用います。

3. 騒音

<工事中>

【建設機械の稼働による騒音】

○ 予測・評価

施工区域の境界上における建設機械の稼働による騒音レベルの最大値は84dB(A)であり、「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準値を下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・建設機械について、低騒音型機械の使用に努めます。
- ・建設機械の使用に際しては、負荷を小さくするよう心がけるとともに、十分な点検・整備により、性能の維持に努めます。等

【工事関係車両の走行による騒音】

○ 予測・評価

道路沿道における昼間の等価騒音レベルは65～70dBと予測され、環境基準の値以下となります。工事関係車両の走行による背景予測値からの増加分は、全予測地点で0～1dB程度です。

○ 環境の保全のための措置

- ・工事関係の通勤者には、公共交通機関の利用や自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努めます。等

<供用時>

【新施設関連車両の走行による騒音】

○ 予測・評価

道路沿道における昼間の等価騒音レベルは、平日で65～69dB、休日で60～67dBと予測され、環境基準の値を下回ります。新施設関連車両の走行による背景予測値からの増加分は、全予測地点で0～1dB程度です。

○ 環境の保全のための措置

- ・新施設関連車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努めます。
- ・アイドリングストップの遵守を指導します。

4. 振動

<工事中>

【建設機械の稼働による振動】

○ 予測・評価

施工区域の境界上における建設機械の稼働による振動レベルの最大値は66dBであり、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準値を下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・建設機械について、低振動型機械の使用に努めます。
- ・運搬車両のアイドリングについて、作業時及びやむを得ない場合以外は、停止します。等

【工事関係車両の走行による振動】

○ 予測・評価

道路沿道における振動レベルは46～57dBと予測され、「振動規制法」に基づく要請限度を下回ります。工事関係車両の走行による背景予測値からの増加分は、全予測地点で0～2dB程度です。

○ 環境の保全のための措置

- ・工事関係車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努めます。等

<供用時>

【新施設関連車両の走行による振動】

○ 予測・評価

道路沿道における振動レベルは、平日で46～57dB、休日で33～48dBと予測され、「振動規制法」に基づく要請限度を下回ります。新施設関連車両の走行による背景予測値からの増加分は、全予測地点で0～1dB程度です。

○ 環境の保全のための措置

- ・新施設関連車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努めます。

5. 水質・底質

<工事中>

○ 予測・評価

汚濁防止膜及び汚濁防止柵を設置した場合には、設置しない場合と比較して、SS（浮遊物質）が約75%低減されると予測されることから、周辺的环境に及ぼす影響は低減されるものと判断します。

また、寄与率は最高37.0%と予測されますが、拡散の範囲は施工区域近傍にとどまります。

名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値と対比を行った結果、SSの工事中濃度は最大7.3mg/Lであり、一部の海域を除き、名古屋市の環境目標値を下回ります。

○ 環境の保全のための措置

- ・護岸工及び岸壁工に先立ち、施工区域の境界に汚濁防止膜を設置することにより、濁りの拡散を抑制します。
- ・浚渫工において浚渫船に汚濁防止柵を取り付けることにより、濁りの拡散を抑制します。
- ・埋立工において埋立土砂に改良土を採用することにより、濁りの発生量を低減します。
- ・護岸工及び岸壁工において、裏込石の埋立地側に防砂シートを敷設することにより、外部へ流出する濁りを低減します。等

<存在時>

○ 予測・評価

埋立地の存在による水象の変化は小さいと予測されること、CODの変化は極めて小さいと予測されること、また、事業計画より、新たな汚濁負荷となる排出はないことから、埋立地の存在による水質・底質への影響は極めて小さいと判断します。

6. 安全性

<工事中>

○ 予測・評価

工事関係車両の走行ルートにおける交通量の増加率は1.8~16.2%と予測されますが、これらのルートはマウントアップ等により歩車道分離がなされていること、主要道路と交差する位置には信号機や横断歩道が整備されていることから、工事関係車両の走行による交通安全への影響は、小さいと判断します。

○ 環境の保全のための措置

- ・工事関係車両の運転者には、走行ルートの遵守を指導し、徹底させます。
- ・工事関係車両については、交通法規を遵守し、安全運転を徹底させます。等

<供用時>

○ 予測・評価

新施設関連車両の走行ルートにおける交通量の増加率は0.1~10.4%と予測されますが、これらのルートはマウントアップ等により歩車道分離がなされていること、主要道路と交差する位置には信号機や横断歩道が整備されていることから、新施設関連車両の走行による交通安全への影響は、小さいと判断します。

○ 環境の保全のための措置

- ・新施設関連車両の運転者には、走行ルートの遵守を指導します。
- ・新施設関連車両については、交通法規を遵守し、安全運転に努めます。

7. 廃棄物等

<工事中>

○ 予測・評価

工事に発生する廃棄物はコンクリートですが、約99%の再資源化が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断します。

○ 環境の保全のための措置

- ・工事に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに再資源化に努めます。

8. 植物

<工事中・存在時>

○ 予測・評価

調査の結果、事業予定地及びその周辺海域に、重要な海生植物はみられなかったことから、水面の埋立て及び埋立地の存在による海生植物への影響は回避されるものと判断します。

9. 動物

<工事中>

○ 予測・評価

調査の結果、事業予定地及びその周辺海域において右下に示す重要な海生生物及び鳥類がみられました。

重要な海生生物（イオスダレガイ、ヒメシラトリ、ゴイサギガイ、ウネナシトマヤガイ、サメハダヘイケガニ、モクズガニ）については、事業予定地及びその周辺を含め、名古屋港内で確認されており、水面の埋立てにより生息海域の一部が消失しても、生息環境は確保されると予測されます。重要な鳥類（ケリ及びミサゴ）については、事業予定地及びその周辺は採餌場としての利用頻度も低く、飛翔通過が大半であるものと考えられるため、工事による影響は小さいと予測されます。また、工事用船舶の航行及び工事中の水の濁りについても、影響は小さいものと予測されます。

事業予定地内に注目すべき生息地は確認されなかったことから、水面の埋立てによる影響はないものと予測されます。

以上により、水面の埋立てによる動物への影響は、小さいと判断します。

<存在時>

○ 予測・評価

重要な海生生物については、水質・底質の予測結果によると、水面の埋立てに伴う海岸の形状変化による水象の変化は小さく、化学的酸素要求量（COD）の変化は極めて小さいと予測されます。また、岸壁及び護岸の構造については、現況と同じ直壁構造であることなどから、影響はないものと予測されます。

重要な鳥類については、事業予定地及びその周辺は採餌場としての利用頻度も低く、飛翔通過が大半であるものと考えられるため、埋立地の存在による影響は極めて小さいと予測されます。

また、事業予定地内に注目すべき生息地は確認されなかったことから、埋立地の存在による影響はないものと予測されます。

以上により、埋立地の存在による動物への影響は、極めて小さいと判断します。

○ 環境の保全のための措置

- ・護岸工及び岸壁工に先立ち、施工区域の境界に汚濁防止膜を設置することにより、濁りの拡散を抑制します。
- ・浚渫工において浚渫船に汚濁防止柵を取り付けることにより、濁りの拡散を抑制します。
- ・埋立工において、埋立土砂に改良土を採用することにより、濁りの発生量を低減します。
- ・埋立工において、埋立区域が護岸・岸壁で囲まれるまでは、汚濁防止膜を設置したうえで築堤を築造することにより、外部へ流出する濁りを低減します。
- ・埋立工において、埋立区域が護岸・岸壁で囲まれた後は、余水吐を設け、その前面に汚濁防止膜を設置することにより、外部へ流出する濁りを低減します。
- ・護岸工において、地盤改良（プラスチックドレーン）の際に敷砂をすることにより、濁りの発生量を低減します。
- ・建設工事に使用する機械は、可能な限り低騒音、低振動型を使用します。等

[重要な種の個体写真]



注) ケリ及びミサゴの写真は、既往調査での撮影個体です。

10. 生態系

<工事中>

○ 予測・評価

生態系の注目種は、上位に位置するという上位性の視点からは、魚類の「アカエイ」と鳥類の「カワウ」、生態系の特徴をよく現すという典型性の視点からは、底生生物の「シノブハネエラスピオ」を抽出しました。

アカエイ、カワウ及びシノブハネエラスピオは、名古屋港内外で広くみられています。水面の埋立てにより海域の一部が消失しても生息環境は広く存在するため、水面の埋立てによる影響は小さいものと予測されます。また、工船用船舶の航行及び工事中の水の濁りについても、影響は小さいものと予測されます。

以上により、生態系で抽出した注目種等に及ぼす影響は小さいことから、水面の埋立てによる地域を特徴づける生態系への影響は、小さいと判断します。

○ 環境の保全のための措置

(9. 動物と同じ。)

[注目種の個体写真]



<存在時>

○ 予測・評価

水質の予測結果によると、埋立地の存在による水象の変化は小さく、化学的酸素要求量 (COD) の変化は極めて小さいと予測されるため、注目種への影響は極めて小さいと予測されます。また、アカエイの主な餌は底生性の種であること、カワウの主な餌は魚類であること、シノブハネエラスピオは底生性の種であることから、岸壁及び護岸の構造による影響はないものと予測されます。

以上により、生態系で抽出した注目種等に及ぼす影響は小さいことから、埋立地の存在による地域を特徴づける生態系への影響は、極めて小さいと判断します。

11. 温室効果ガス等

<工事中>

○ 予測・評価

工事に発生する温室効果ガス排出量は、約 56,920tCO₂と予測されます。

○ 環境の保全のための措置

- ・建設機械の不要なアイドリングを中止するとともに、作業効率や機械の燃料消費率の向上に努めます。
- ・建設材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努めます。等

<供用時>

○ 予測・評価

新施設の供用に伴い発生する温室効果ガス排出量は、約 3,780tCO₂/年と予測されます。

○ 環境の保全のための措置

- ・自動車運搬船の港内シフトの解消により、船舶から排出される温室効果ガス排出量の低減に努めます。
- ・新施設関連車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努めます。等

総合評価

大気質、悪臭、騒音、振動、水質・底質、安全性、廃棄物等、動物、生態系及び温室効果ガス等については、各種の環境保全措置の実施により、環境への影響を低減するよう努めます。環境基準等が定められている大気質、悪臭、水質・底質、騒音、振動については、工事中の大気質及び水質・底質の一部で環境目標値を上回りますが、それ以外は環境基準等を下回ると評価されました。環境目標値を上回る項目は、さらなる環境保全措置の実施により、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。

また、下表に示す環境保全措置の実施により、関連する環境要素の改善が期待できます。

以上により、大気質、悪臭、騒音、振動、水質・底質、安全性、廃棄物等、植物、動物、生態系及び温室効果ガス等の環境要素について、総合的にみた場合においても、本事業の実施による影響は、回避又は低減が図られているものと判断します。

環境保全措置の内容	改善される環境影響の内容
低公害型建設機械の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄濃度、騒音、振動の低減 ・ 動物、生態系への影響低減
建設機械の点検・整備及び適正な稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄濃度、騒音、振動、温室効果ガス排出量の低減
工事関係車両及び新施設関連車両のアイドリングストップ遵守の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度、騒音、温室効果ガス排出量の低減
工事関係車両及び新施設関連車両の点検・整備及び適正な走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度、騒音、振動、温室効果ガス排出量の低減
海上輸送を中心とした資材の運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度、騒音、振動の低減 ・ 交通安全性の確保
工事関係車両の適正な車種の選定による運搬の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度、騒音、振動、温室効果ガス排出量の低減 ・ 交通安全性の確保
工事関係の通勤者に対する、公共交通機関の利用や自動車相乗りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度、騒音、振動、温室効果ガス排出量の低減 ・ 交通安全性の確保
自動車運搬船の港内シフトの解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄濃度、温室効果ガス排出量の低減
埋立工事における改良土の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭、濁り発生量の低減 ・ 動物、生態系への影響低減
汚濁防止膜の展張、浚渫船への汚濁防止枠の取り付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁りの拡散の抑制 ・ 動物、生態系への影響低減
埋立工事における築堤の築造、余水吐の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁り発生量の低減
護岸工事における敷砂、防砂シートの敷設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物、生態系への影響低減

工事期間中及び新施設の供用開始後には、環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的として、騒音、振動、水質、動植物等の調査（事後調査）を行います。

準備書の縦覧・閲覧について

準備書は、以下の場所・方法でご覧いただくことができます。

●期間：平成29年10月4日（水）～平成29年11月2日（木）

場 所	時 間
名古屋市環境局地域環境対策課 （市役所東庁舎5階）	午前8時45分～午後5時15分 （土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）
港区役所	
名古屋市環境学習センター（エコパルなごや） （伏見ライフプラザ13階）	午前9時30分～午後5時 （月曜日（月曜日が祝休日の場合はその翌平日）を除く。）
名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや） （交流センター1階）	午前9時～午後5時
名古屋港情報センター （名古屋港管理組合本庁舎6階）	午前9時～午後5時 （土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）
名古屋市稲永スポーツセンター（1階ロビー）	午前9時～午後9時 （ただし、第1・3・5日曜日及び祝日は午後6時まで。また、第1・3・5月曜日は休館であるが、祝休日の場合は開館。）

名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）及び
名古屋港ウェブサイト（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）でもご覧いただけます。

準備書説明会について

準備書の内容を皆様に周知するため、準備書説明会を開催します。

[日 時] 平成29年10月21日（土） 午後1時～午後3時
[場 所] 野跡コミュニティセンター 第1・第2会議室
（名古屋市港区野跡四丁目3番13号）（p.1掲載図参照）

環境の保全の見地からの意見の提出について

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、意見を名古屋市長に提出することができます。
氏名、住所、準備書の名称及び環境の保全の見地からの意見を記載して、以下の方法で提出してください。

[期 間] 平成29年10月4日（水）～平成29年11月17日（金）（必着）

[郵 送 ・ 持 参] 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局 地域環境対策課 環境影響評価係

[電 子 メ ー ル] asesu-iken@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

《お問い合わせ先》

〒465-0033 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 建設部 事業推進課担当
電話 052-654-7929（受付時間：土曜日、日曜日及び祝休日を除く午前9時～午後5時）

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000を複製したものです。（承認番号 平29情復、第572号）
本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。
このパンフレットは、再生紙を使用しています。